

2 オープンカフェ

こちらは簡潔版です。詳細は「ほこみち利用規約」をご確認ください。



三宮中央通りの沿道店舗であれば、店前の歩道上にカフェセット等を設置することができます。

用途

- まちの休憩施設として
- 店舗の専用テラス席として
- 店舗の専用物販スペースとして

利用者

- 三宮中央通りの沿道店舗
賃借人の場合、賃貸人(まち協会員)からの許可が必要
※ 地域のまちづくりに寄与するというほこみち制度の趣旨をご理解の上利用ください

利用料

- 1700円/m²・月 (ほこみち協力金として)
m²数は設置物の水平投影面積(真上から見たときの面積)の合計
※ 1年分をまとめて毎年7月中に支払い
※ 年の途中から設置する場合は開始月からの月割り分を支払い
※ 年の途中で利用終了する場合は返金不可

設置可能な もの

- まち協が準備するカフェセット
a.b.cセットでも個別でも設置可能。数に限りがあります
a. テーブル 1台 : 0.81m²
b. イス 1脚 : 0.3348m²
c. パラソル (テーブルに設置する場合は面積に含まない)
- 利用者が自ら準備するもの
自前のイスやテーブル、自作のテラス席なども設置可能

設置可能な 場所

- 三宮中央通りの歩道上のほこみちエリア内 (p.2-2図参照)
- 幅は利用者の店舗の間口と同等の長さまで



設置の流れ

利用申請
↓
設置

利用申請書を提出

まち協HPから利用申請書をDLしメールで提出
不明点等があれば必要に応じて連絡

利用承認

まち協にて利用承認後、請求書をお送りします

利用承諾書提出・支払い

まち協HPから利用承諾書をDLしメールで提出、ほこみち協力金を振込み

利用許可証発行

ほこみちエリア利用許可証をお送りします

設置開始

まち協力フェセットを設置される場合は受け取りにきていただきます（右図★まち協力フェセット管理場所）

支払い(1年分)

毎年7月中に翌年度分(1年分)のほこみち協力金を振込み

7月中の支払いをもって、
継続利用申請とみなす

利用許可証発行

ほこみちエリア利用許可証をお送りします

以降、毎年繰り返し



利用事例：利用者の自作のテラス席



利用事例：利用者の自前のイス・テーブル

ほこみちエリア図

凡例 ほこみちエリア  まち協力フェセット管理場所 



←地面に埋め込まれた
ほこみち明示プレートが目印です

